

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（最終案）の概要

課題	<p>○「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点で、全国一律の基準が定められたため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」条例と規制の重なりが生じている。</p> <p>○法では、土砂基準※1による規制が行われないため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているか確認する必要がある。</p> <p>○法で災害の発生のおそれがないと認められた工事等について、条例における規制の考え方を整理する必要がある。</p>
土砂災害の未然防止に関する規定	<p>①・形状及び構造上の基準の適用範囲 次の行為については条例の構造基準※2を適用しないこととする。</p> <p>ア 法の規制区域内における盛土及び堆積 イ 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として法で定められた行為（砂利採取法に係る工事等） ウ 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（法の規制対象外）</p> <p>②・土砂等搬入禁止区域の指定 「土砂等搬入禁止区域の指定」に係る規定については、法の規制区域内においては、適用しないこととする。</p>
改定する規定	<p>③・埋立地等の把握 法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届け出なければならないこととする。</p> <p>④・住民への周知 届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならないこととする。</p> <p>⑤・土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制 届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壤の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならないこととする。</p>
内容	<p>⑥・市町との連携 届出があった場合には関係市町長に通知し情報共有を行うこととする。</p> <p>⑦・欠格要件 不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者を加えることとする。</p> <p>⑧・適用除外 <u>（許可及び届出を要しない事項）</u>に、「鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事」を追加する。</p> <p>⑨・経過措置 法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、条例の許可を受けているものについては、法の規制区域の指定日以降も、条例の許可期間内は条例の構造基準を適用する。</p> <p>⑩・命令、罰則 届出を行わずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、生活環境の保全上の支障を除去するために命令ができることとする。 条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科すことができる制度とする。</p>

※1 土砂基準…埋立て等に使用される土砂等が土壤の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準

※2 構造基準…埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に係る形状及び構造上の基準